



## 定額減税補足給付金申請期限のご案内

下記の対象者の方に対し、7月から定額減税補足給付金を支給しています。  
申請がお済みでない方に対し、再度、確認書をお送りしますので、届いた方はすみやかにご提出ください。  
本給付金の申請期限は9月30日(月)必着です。※申請期限を過ぎると支給できませんのでご注意ください。

### ■ 対象者

令和6年度個人住民税がさぬき市で課税対象となる方のうち定額減税可能額が令和6年分推計所得税額または令和6年度分個人住民税所得割額を上回る方(ただし、納税義務者本人の合計所得金額が1,805万円を超える方、定額減税前の令和6年分推計所得税額および令和6年度分個人住民税所得割額がともに0円の方は対象となりません。)

### ■ 支給額

- ①+②の合計額を1万円単位に切り上げた額
- ①所得税分定額減税可能額－令和6年分推計所得税額
- ②個人住民税所得割分定額減税可能額－令和6年度分個人住民税所得割額

ホームページは  
こちら→



詳しくは、市ホームページをご覧ください。

【問】福祉総務課 定額減税補足給付金係 ☎(0879)26-9925

## 物価高騰対策臨時特別生活支援金申請期限のご案内

下記の世帯の世帯主の方に対し、7月から物価高騰対策臨時特別生活支援金を支給しています。  
申請がお済みでない方に対し、再度、確認書をお送りしますので、届いた方はすみやかにご提出ください。  
本給付金の申請期限は9月30日(月)必着です。※申請期限を過ぎると支給できませんのでご注意ください。

### ■ 支給要件

#### ①住民税均等割 非課税世帯

基準日(令和6年6月3日)時点でさぬき市に住民登録があり、世帯全員の令和6年度住民税均等割が非課税である世帯

#### ②住民税均等割 のみ課税世帯

基準日時点でさぬき市に住民登録があり、世帯全員の令和6年度住民税所得割が非課税であり、世帯のうち少なくとも1名の住民税均等割が課税である世帯

#### ③こども加算

基準日時点でさぬき市に住民登録があり、①および②に該当する世帯に属する18歳以下の児童(基準日以降に生まれた新生児、別世帯で扶養している児童は申請により対象となる場合があります。)

### ■ 支給額

1世帯あたり  
10万円

1世帯あたり  
10万円

対象児童1人あたり  
5万円

※上記①②③いずれも、令和5年度住民税均等割非課税世帯(7万円)または令和5年度住民税均等割のみ課税世帯(10万円)の支給対象となった世帯、児童は対象外です。

詳しくは、市ホームページをご覧ください。

ホームページは  
こちら→



【問】福祉総務課 物価高騰対策臨時特別生活支援金係 ☎(0879)26-9930

## 空き家対策セミナー等の開催について(参加無料)

### 1. 空き家対策セミナー(要申込)

**開催日** 10月6日(日)13:00~14:20(開場:12:30)

**内容** ①空き家の適切な管理や活用方法、  
相続する際の注意点など  
②香川県における支援制度の紹介

**会場** 香川県高松市林町2217-1  
サンメッセ香川 2階

### 2. 専門の相談員による個別相談会(要申込)

**開催日** 10月6日(日)14:30、15:00、15:30  
(相談時間:30分)

**内容** 専門の相談員による空き家の売買、  
相続、リフォーム、管理に関する相談会

**会場** 香川県高松市林町2217-1  
サンメッセ香川 2階

詳細については、香川県空き家ポータルサイト(<https://akiya.pref.kagawa.lg.jp/>)をご覧ください。

【問】香川県土木部住宅課 ☎(087)832-3583

